

廃棄物処理施設等の維持管理等の計画に関する書類

施設・設備に関する維持管理等	飛散・流出防止の措置	埋立地周辺への飛散防止フェンスを設置するほか、廃棄物の埋立に際しては敷き均し転圧により十分な廃棄物の締め固めを行い、覆土の施工及び散水により廃棄物の飛散及び流出を防止します。 (ア. 即日覆土・荷降ろし時の飛散防止－参照)	○
	悪臭防止の措置	覆土の施工により悪臭の発散を防止するほか、万一の悪臭発生に対処するため消臭剤を常備します。	○
	火災発生防止の措置	管理事務所等火気を使用しなければならない場所を除き、火気の使用を厳禁し、入口及び埋立地の見やすい箇所に、火気の使用を禁止する場所であることを表示する掲示板を設置して注意喚起を行います。また、万一の火災発生に備え消火器設備等を設置し、所定の能力が発揮できるように点検整備を行います。 (エ. 消火設備の配置図－参照)	
	衛生害虫等の発生防止の措置	覆土の施工により、ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止するほか、害虫の発生に対処するため薬剤を常備します。	○
	擁壁等の点検など	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には速やかにこれを防止するために必要な措置を講じます。	○
	埋立前の遮水工の損傷防止措置及び損傷時の措置	一般廃棄物を埋立てる前に遮水工の表面を土砂その他の物により覆い、廃棄物の荷重その他予想される負荷により遮水工が損傷することを防止する措置を講じます。万一、遮水工の損傷を確認した場合は、速やかに遮水工の補修を行い、補修完了後に一般廃棄物の埋立てを行います。	
	遮水工の点検など	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、遮水効果低下の原因調査に努め、その原因に応じて有効な措置を検討し、速やかにこれを回復するための必要な措置を講じます。	○
	地下水の水質管理	最終処分場の上下流に設置する観測井戸にて、「小野町一般廃棄物処分場の建設及び管理運営に関する公害防止協定書」(以下「公害防止協定書」という。)の別表2(別紙参照)に定める項目について一年に二回以上、別表3(別紙参照)に示す廃掃法に規定される項目(以下「地下水等検査項目」という。)について一年に一回以上測定、また、地下水集排水管にて、別表3(別紙参照)に示す地下水等検査項目について一年に一回以上測定し、かつ、記録します。 また、電気伝導率について一月に一回以上測定し、かつ、記録します。電気伝導率に異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目及びダイオキシン類について測定し、かつ、記録します。	
	地下水の水質悪化が認められた場合の措置	地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じます。	

○：日次点検項目(別紙 点検チェックシート－参照)

新：新たな管理事項

施設・設備に関する維持管理等	保有水等の調整池の管理	保有水等の調整池（新設－屋外、既設－地下）を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講じます。また、調整機能に影響を及ぼす汚泥の堆積が認められた場合には、速やかに除去します。	○
	浸出液処理設備の管理	放流水の水質を別表1（別紙参照）の廃掃法及び福島県条例※に規定される項目ごとの排水基準に適合させると同時に、公害防止協定書に定める項目ごとの許容限度を遵守するように、浸出液処理設備の設計計算書に基づく能力が発揮できるよう機器や薬品の管理・点検を実施すると共に水質・水量の変化に応じ、浸出液処理設備を維持管理します。 新設の屋外浸出液調整池と浸出液処理設備内の沈砂槽経由で浸出液の返送を行う返送水設備を含めた浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講じます。	○
	浸出液処理の記録管理	既存施設において実施している浸出液処理設備の運転状況の記録管理に加えて浸出液発生量を測定記録します。 浸出液発生量に基づき埋立地からの浸出液発生状況を検証し、埋立ての進捗を考慮した浸出液処理設備の運転を行います。	
	放流水の水質管理	別表1（別紙参照）の公害防止協定書に定める項目について一年に二回以上、また、廃掃法に規定される排水基準に係る項目について一年に一回以上測定し、かつ、記録します。 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質濃度及び窒素含有量について一月に一回以上測定し、かつ、記録します。	
	導水管等の点検（防凍措置含む）	新設の屋外浸出液調整池との返送水管等の導水管等について講じた防凍のための措置を含めた状況を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講じます。	○
	地表水の埋立地への流入を防止する開渠の管理	埋立地の周囲に設置した開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講じます。	○
	通気装置の管理	埋立ての進捗に合わせ保有水集排水設備と兼用の通気装置を適宜延長し、埋立地から発生するガスを排除すると共に埋立地内の好気性を確保します。	○
	雨水の水質管理	最終覆土からの浸出水の漏水を管理するため雨水集排水施設において電気伝導率を計測し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講じます。 （イ．維持管理の追加項目（計測計画）－参照）	新

○：日次点検項目（別紙 点検チェックシート－参照）

新：新たな管理事項

※：福島県生活環境の保全等に関する条例

施設・設備に関する維持管理等	埋立地と堰堤の動態観測	堰堤及び既存埋立地、変更埋立地に変位杭や沈下板を設置し、水平変位量及び沈下量を計測し、安定性に問題がある傾向を認めた場合には、速やかに必要な措置を講じます。 (イ. 維持管理の追加項目(計測計画) - 参照)	新
	埋立地内の水位観測	堅型ガス抜き管を利用した埋立地内の水位観測を適宜実施し、異状な水位上昇が確認された場合には、速やかに必要な措置を講じます。 (イ. 維持管理の追加項目(計測計画) - 参照)	新
	埋立処分終了時の措置	埋立処分が終了した埋立地は開口部を1m以上の土砂により閉鎖すると共に浸出液の発生を制御するための雨水排水側溝の設置や植栽を施します。	
	閉鎖した埋立地の覆いの損壊を防止する措置	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するため表面覆土の雨水による侵食を防止する雨水排水設備の設置及び緑化等の措置を講じます。	
	残余容量の測定と記録	残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録します。	
	記録の作成	埋立てられた一般廃棄物の種類及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存します。	
	情報の公表・閲覧	一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報について、インターネットにより公表するほか、環境モニタリングの結果など各種記録を管理事務所に備え置き利害関係者の求めに応じ閲覧に供します。 水質結果情報の公表に際しては定量下限値を記載するなど解り易い表示とします。	

○：日次点検項目（別紙 点検チェックシート参照）

新：新たな管理事項

別表1

	項目	協定許容限度	法令排水基準	県条例排水基準	測定頻度	※1区分	測定方法
法定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01mg/ℓ	0.03mg/ℓ	0.03mg/ℓ	年2回以上	協定	排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める方法
	シアン化合物	検出されないこと	1mg/ℓ	0.5mg/ℓ			
	有機燐化合物	検出されないこと	1mg/ℓ	1.0mg/ℓ			
	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ	0.1mg/ℓ	0.1mg/ℓ			
	六価クロム化合物	0.05mg/ℓ	0.5mg/ℓ	0.2mg/ℓ			
	砒素及びその化合物	0.01mg/ℓ	0.1mg/ℓ	0.1mg/ℓ			
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/ℓ	0.005mg/ℓ	0.005mg/ℓ			
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.003mg/ℓ	0.003mg/ℓ			
	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ	0.1mg/ℓ	0.1mg/ℓ			
	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ	0.1mg/ℓ	0.1mg/ℓ			
	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ	0.2mg/ℓ	0.2mg/ℓ			
	四塩化炭素	0.002mg/ℓ	0.02mg/ℓ	0.02mg/ℓ			
	1・2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ	0.04mg/ℓ	0.04mg/ℓ			
	1・1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ	1mg/ℓ	1.0mg/ℓ			
	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ	0.4mg/ℓ	0.4mg/ℓ			
	1・1・1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ	3mg/ℓ	3.0mg/ℓ			
	1・1・2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ	0.06mg/ℓ	0.06mg/ℓ			
	1・3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ	0.02mg/ℓ	0.02mg/ℓ			
	チウラム	0.006mg/ℓ	0.06mg/ℓ	0.06mg/ℓ			
	シマジン	0.003mg/ℓ	0.03mg/ℓ	0.03mg/ℓ			
	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ	0.2mg/ℓ	0.2mg/ℓ			
ベンゼン	0.005mg/ℓ	0.1mg/ℓ	0.1mg/ℓ				
セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ	0.1mg/ℓ	0.1mg/ℓ				
ほう素及びその化合物	1.0mg/ℓ	50mg/ℓ	10mg/ℓ				
アルキル水銀化合物		検出されないこと	検出されないこと	年1回以上	法令1		
1・4-ジオキサン		0.5mg/ℓ	0.5mg/ℓ				
生活環境項目	水素イオン濃度(水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	月1回以上	協定	
	生物学的酸素要求量	20mg/ℓ	60mg/ℓ	40mg/ℓ			
	化学的酸素要求量	20mg/ℓ	90mg/ℓ	40mg/ℓ			
	浮遊物質	10mg/ℓ	60mg/ℓ	70mg/ℓ			
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/ℓ	5mg/ℓ	1mg/ℓ			
	窒素含有量	40mg/ℓ	120(60)mg/ℓ	120(60)mg/ℓ			
	燐含有量	4mg/ℓ	16(8)mg/ℓ	16(8)mg/ℓ			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)		30mg/ℓ	10mg/ℓ	年1回以上	法令1		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		※2 200mg/ℓ	※2 100mg/ℓ				
その他の項目	フェノール類含有量	0.005mg/ℓ	5mg/ℓ	1mg/ℓ	年2回以上	協定	日本産業規格K0102の59に定める方法
	銅含有量	1mg/ℓ	3mg/ℓ	2mg/ℓ			
	亜鉛含有量	1mg/ℓ	2mg/ℓ	2mg/ℓ			
	溶解性鉄含有量	0.3mg/ℓ	10mg/ℓ	10mg/ℓ			
	溶解性マンガン含有量	0.3mg/ℓ	10mg/ℓ	10mg/ℓ			
	クロム含有量	0.2mg/ℓ	2mg/ℓ	2mg/ℓ			
	ふつ素及びその化合物	0.8mg/ℓ	15mg/ℓ	8.0mg/ℓ			
	大腸菌群数	300個/mℓ	3000個/mℓ	3000個/mℓ			
	ニッケル及びその化合物	0.01mg/ℓ		2mg/ℓ			
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ					
ダイオキシン類		10pg-TEQ/ℓ		年1回以上	法令2	最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法(平成12年環境庁厚生省告示第1号)	

※1 測定の実施を定める区分。公害防止協定書に基づく項目(協定)、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(法令1)、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(法令2)

※2 当分の間、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

別表 2

項 目	許容限度	測定頻度	測定方法
一般細菌	100 個/㎖	年 2 回以上	水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）に定める方法
大腸菌	検出されないこと		
カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ		
水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ		
セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ		
鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ		
ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ		
六価クロム化合物	0.02mg/ℓ		
亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ		
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ		
フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ		
ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ		
四塩化炭素	0.002mg/ℓ		
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ		
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ		
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ		
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ		
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ		
ベンゼン	0.01mg/ℓ		
塩素酸	0.6mg/ℓ		
クロロ酢酸	0.02mg/ℓ		
クロロホルム	0.06mg/ℓ		
ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ		
ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ		
臭素酸	0.01mg/ℓ		
総トリハロメタン	0.1mg/ℓ		
トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ		
ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ		
ブロモホルム	0.09mg/ℓ		
ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ		
亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ		
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ		
鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ		
銅及びその化合物	1.0mg/ℓ		
ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ		
マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ		
塩化物イオン	200mg/ℓ		
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ		
蒸発残留物	500mg/ℓ		
陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ		
ジェオスミン	0.00001mg/ℓ		
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ		
非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ		
フェノール類	0.005mg/ℓ		
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/ℓ		
pH値	5.8～8.6		
味	異常でないこと		
臭気	異常でないこと		
色度	5 度		
濁度	2 度		
ポリ塩化ビフェニール	検出されないこと	※1	
ダイオキシン類	1pg-TEQ/ℓ	※2	

※1 地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成 9 年環境庁告示第10号)に定める方法

※2 最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法(平成12年度環境庁厚生省告示第1号)

別表 3

項 目	許容限度	測定頻度	測定方法
アルキル水銀	検出されないこと	年 1 回 以上	地下水の汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ		
カドミウム	0.003mg/ℓ		
鉛	0.01mg/ℓ		
六価クロム	0.05mg/ℓ		
砒素	0.01mg/ℓ		
全シアン	検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと		
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ		
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ		
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ		
四塩化炭素	0.002mg/ℓ		
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ		
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ		
1,2-ジクロロエチレン	シス体及びトランス体の合計量 0.04mg/ℓ		
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ		
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ		
チウラム	0.006mg/ℓ		
シマジン	0.003mg/ℓ		
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ		
ベンゼン	0.01mg/ℓ		
セレン	0.01mg/ℓ		
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ		
クロロエチレン	0.002mg/ℓ		

小野ウエイストパーク管理点検月報 令和 年 月 分

所長	担当	担当

1、点検チェックシート

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水					
外観埋立地内																																				
外観埋立地外																																				
場外搬入路																																				
場内搬入路																																				
ネットフェンス																																				
遮水シート																																				
堰堤																																				
臭気																																				
害虫																																				
飛散																																				
ガス																																				
水道																																				
防災調整池																																				
処分場内排水溝																																				
処分場外排水溝																																				
搬入道路側溝																																				
浸出水処理設備																																				
浸出水調整池																																				
浸出水送水管(防凍)																																				
その他																																				

2、特記事項

特記項目	日	時

小野ウエイストパーク管理点検表(施設関係) 令和 年 月

所長	担当	担当

1. 点検チェックシート

施設名	管理項目	頻度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備考			
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水				
貯留構造物(1号、2号)	生	1回/日																																			
	漏水	1回/日																																			
	亀裂、膨張、洗堀、崩落	1回/日																																			
	沈下	1回/月																																			
	滑動	1回/月																																			
	埋生	1回/日																																			
	漏水	1回/日																																			
	亀裂、膨張、洗堀、崩落	1回/日																																			
	沈下	1回/月																																			
	滑動	1回/月																																			
地下水集排水施設	水量変化	1回/月																																			
	水質変化	1回/月																																			
	露出部の損傷	1回/月																																			
	遮水工(既存部)	1回以上/作業時																																			
	損傷(作業区域外)	1回/週																																			
	遮水工(新設部)	1回/週																																			
	亀裂・陥没	1回/週																																			
	押し出し(浮上がり)	1回/週																																			
	崩落	1回/週																																			
	損傷・沈下	1回/月																																			
雨水集排水施設	土砂等の堆積	1回/月																																			
	溢水・満水状況	1回/月																																			
	電気伝導率測定	1回/月																																			
	滞水位の有無	1回/月																																			
	通水状況	1回/月																																			
	通水状況(降雨時)	1回/月																																			
	ガス発生状況	1回/月																																			
	(別表に記載)	1回/日																																			
	漏水	1回/日																																			
	剝離・クラック・破損	1回/日																																			
浄水処理施設(兼 埋立ガス処理施設)	沈下	1回/週																																			
	指示計の動作状況	1回/日																																			
	カトリードターの動作状況	1回/日																																			
	破損	1回/月																																			
	破損	1回/月																																			
	ポンプ動作状況	1回/月																																			
	洗浄機の動作状況	1回/日																																			
	堆砂状況	1回/週																																			
	破損	1回/月																																			
	雑草等の除去	適宜																																			
管理道路	破損	適宜																																			
	汚れ、廃棄物の散乱	1回/日																																			
	破損	適宜																																			
	破損	1回/日																																			
	土砂等の堆積	1回/月																																			
	動作確認	1回/月																																			
	劣化・破損	1回/月																																			
	破損	1回/月																																			
	表示内容	変更時																																			

2. 特記事項

特記事項	日	時

